

**国民年金保険料の納付が
困難な場合は各種制度を
ご利用ください**

国民年金保険料の納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード払いから選択できます。

国民年金の保険料を納めることが困難な方に免除又は猶予制度があります。保険料が未納のままだと、老後の年金や、障害年金等の受給資格が得られない場合があります。

納付に困ったら、お早めにご相談ください。

●各種制度を利用するためには申請が必要ですが

令和6年度分の免除申請は7月から受付します。過年度分については、申請日から2年1カ月遡って申請することができます。

①申請免除

本人・配偶者・世帯主の所得に応じて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除ができます。

②納付猶予

50歳未満の本人と配偶者の所得が一定以下の方は、保険料の納付を猶予できます。

③学生納付特例

本人の所得が一定以下の学生は、在学期間中の保険料の納付を猶予できます。

●免除・猶予・特例は、未納より有利です。

免除等を申請した期間が承認されれば、年金を受給するための資格期間に反映されます。なお、免除が承認された期間は、減額はあるものの老齢基礎年金額にも反映されます。

●免除や猶予が承認された方は、追納をおすすめします

生活にゆとりができた場合、10年内なら、追納することによって老齢基礎年金を満額に近づけることができます。ただし、追納額は当時の保険料に一定の加算割合が追加されます。

●申請に必要なもの

- ・マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード・通知カード等)
- ・本人確認書類
- ・離職票等の写し(失業等により免除申請される方)
- ・在学証明書又は学生証(学生納付特例制度の申請をされる方)

※本人以外が申請される場合は委任状のほかに、代理人の本人確認書類が必要になります。

▼問合せ

- 名古屋西年金事務所
☎052・524・6855
- 住民課住民年金グループ
☎28・0966

**国民健康保険、後期高齢者
医療及び各種福祉医療の
受給者証等の更新**

現在ご使用の国民健康保険高齢受給者証及び各種医療制度の受給者証等の有効期限は、7月31日(水)です。

8月1日(木)から使用する新しい受給者証等を交付します。申請書の提出が必要な場合もあります。忘れずに手続きを行ってください。

◆国民健康保険

【70歳から74歳までの方】

①高齢受給者証
昨年の所得に応じて自己負担割合を判定し、7月中旬に送付します。

受給者証は70歳に到達した翌月(1日)が誕生日の方はその月から使用するものです。新たに対象年齢に到達される方には、事前に送付します。

②限度額適用・標準負担額減額認定証
または限度額適用認定証
昨年の所得に応じて交付できるかどうかを判定し、対象となる方にのみ、7月中旬に送付します。

【70歳未満の方】

①特定疾病療養受療証

認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、昨年の所得に応じて自己負担限度額を判定し、受療証を7月中旬に送付します。

②限度額適用・標準負担額減額認定証
または限度額適用認定証
8月以降も認定証が必要な方は役場1階3番窓口保険課で申請してください。

◆後期高齢者医療
新しい保険証(若草色)を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証をお持ちの方で、8月1日(木)以降も交付対象になる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。

◆後期高齢者福祉医療

更新手続きのご案内を7月中旬に送付します。郵送または保険課で手続きを行ってください。提出書類を確認後、新しい受給者証を送付します。

必要書類

個人により異なりますので、案内文で確認してください。

▼問合せ

- 保険課国民健康保険・医療グループ
☎28・0917